

市会議第27号

京都市世界遺産保護条例の制定について

京都市世界遺産保護条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

提出者 市會議員 とがし 豊 ほか13名
(日本共産党市議団)

京都市世界遺産保護条例

ユネスコ憲章は、「戦争は人の心の中に生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と宣言し、国際平和と人類の共通の福祉という理想を掲げた。とりわけ、世界の人々が協力して、世界遺産を守り、受け継いでいくことは、自身と他者の歴史と文化に敬意を払い、多様性を受け入れることにほかならず、もって、人々の心の中に平和のとりでを築き、平和の礎を強固にする。

この地は平安京として創建されて以来、長きにわたり我が国の政治、文化、宗教、産業の中心地であり続けてきた。人類共通の宝である「古都京都の文化財」は、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本の庭園の芸術性の発展を示している。また、山紫水明の自然に囲まれ、四季の移ろいと共に育まれ、戦火や災禍を越えて今日に至るまで受け継がれ、人々の暮らしの中に今も息づいている。

「古都京都の文化財」は、京都市民等多くの人々の不断の努力によって継承してきた。

京都市は、この顕著な普遍的価値を損なうことなく、未来へと手渡していくために、世界に対して明確な意思を表明し、「古都京都の文化財」の保護と継承の責任を果たす。

このような認識の下、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、市民、専門家、事業者及び来訪者を含む全ての人々が協力し、「古都京都の文化財」の保護と継承に主体的に参画するための制度的な枠組みとして、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、古都京都の文化財の保全に関する施策について、基本理念を定め、並びに本市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項等を定めることにより当該施策を総合的に推進し、もって千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する古都京都の文化財を後世に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 古都京都の文化財 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)（本市の区域内に存するものに限る。）をいう。
- (2) 構成資産の所在地等 古都京都の文化財の構成資産（以下「構成資産」という。）の所在地、その緩衝地帯及びそれらを包摂する歴史的環境調整区域（国がユネスコに対し提出した世界遺産一覧表記載推薦書における歴史的環境調整区域のうち本市の区域内に限る。）をいう。

（基本理念）

第3条 古都京都の文化財の保全に関する施策は、構成資産の所在地等の良好な景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られるとともに、構成資産が適切に保存され、及び管理されることを旨として行われなければならない。

2 古都京都の文化財の保全に関する施策は、構成資産が宗教団体又は本市によって所有され、若しくは管理され、又は利用されているものであることに鑑み、これらの者の相互の密接な連携の下に行われなければならない。

3 古都京都の文化財の保全に関する施策は、国、関係地方公共団体、関係団体その他の関係者との緊密な連携の下に行われなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念にのっとり、古都京都の文化財の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、前条の基本理念にのっとり、古都京都の文化財の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

（市民及び来訪者の役割）

第5条 市民及び構成資産の所在地等を来訪する者（以下「来訪者」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、古都京都の文化財が有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、本市が実施する古都京都の文化財の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第6条 構成資産の所在地等で事業を行う者は、第3条の基本理念にのっとり、その事業活動に関し、本市が実施する古都京都の文化財の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、構成資産の所在地等における建物又は土地の所有者について準用する。

（財政上の措置）

第7条 本市は、古都京都の文化財の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

第2章 古都京都の文化財の保全に関する施策等

(施策の実施に当たっての配慮)

第8条 本市は、構成資産の所在地等の良好な景観又は自然環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するに当たっては、構成資産の所在地等の良好な景観又は自然環境の保全について配慮するものとする。

(良好な景観の形成等)

第9条 本市は、構成資産の所在地等の良好な景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講じるものとする。

(構成資産の適切な保存等)

第10条 本市は、構成資産の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講じるものとする。

(来訪者の集中による影響の防止)

第11条 本市は、来訪者が集中することによる古都京都の文化財の保全に対する影響を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(古都京都の文化財の保全に関する学習の機会の提供等)

第12条 本市は、市民、来訪者等が、古都京都の文化財の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、その保全が促進されるようにするため、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 本市は、前項に規定する情報の提供に当たっては、子どもを含むあらゆる人にやさしい発信に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動を支援するための措置)

第13条 本市は、市民、民間団体等が自発的に行う古都京都の文化財の保全に関する活動を支援するために必要な措置を講じるものとする。

(巡視の実施及び調査研究)

第14条 本市は、国又は関係地方公共団体との連携の下に、古都京都の文化財の保全に関する施策を適正に実施するために必要な巡視を行うものとする。

2 本市は、古都京都の文化財に関する調査研究その他の古都京都の文化財の保全に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査研究を実施するものとする。

3 本市は、第1項に規定する巡視及び前項に規定する調査研究の体制を整備し、並びに必要な専門職員を育成するものとする。

(市会等への報告)

第15条 市長は、構成資産及び構成資産の所在地等の保全状況について、定期的に市会及び第18条に規定する審議会に報告するものとする。

(構成資産等の保存、管理等の状況に関する申立て等)

第16条 市民等は、構成資産及び構成資産の所在地等の保存、管理等の状況に関し、市長に対し意見を申し立てることができる。

2 本市は、前項の規定による申立てを受けた場合においては、必要な調査を行い、当該申立てに係る構成資産及び構成資産の所在地等の保存、管理等が適切でないと認めるときは必要な措置を講じるものとする。

3 市民等は、前項の措置に不服がある場合、第18条に規定する審議会に対し申し立てることができる。

(構成資産の追加登録に関する申立て)

第17条 市民等は、構成資産への追加の登録に係る要望に関し、次条に規定する審議会に対し申し立てることができる。

第3章 世界遺産保護審議会

(審議会)

第18条 次に掲げる行為を行うため、京都市世界遺産保護審議会を置く。

- (1) 古都京都の文化財の保全に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。
- (2) 第15条の規定による市長からの報告を検証すること。
- (3) 第16条第3項の規定による市民等からの申立てを検証すること。
- (4) 前条の規定による市民等からの申立てを検証すること。
- (5) 前2号の規定による検証を行うため、市民等の意見を聴取し、又は専門家等の意見を聴取する公聴会を開催すること。
- (6) 第2号から第4号までの規定による検証の結果を公表し、必要に応じ、市長又は文化庁長官等に建議すること。

第4章 雜則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条から第18条までの規定は、令和9年1月1日から施行する。

提案理由

世界遺産の保護に関し、条例を定める必要があるので提案する。